

組合員のみなさまへ

文部科学省共済組合本部

共済組合における個人番号（マイナンバー）取得について（お願い）

共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）に基づく、「個人番号利用事務実施者」とされております。マイナンバーを利用することで、他の行政機関等に対し、組合員等の個人情報の照会や提供（情報連携）をすることが可能となり、共済組合及び組合員・被扶養者双方にとって、添付書類の削減等、利便性の向上が期待されているところです。

国家公務員共済組合においては、平成30年7月から情報連携が予定されています。

この情報連携に向けて、共済組合として、組合員のみなさま及びその被扶養者様のマイナンバーの提供を求めることとなりました。

については、下記の内容によりマイナンバーを取得いたしますので、利用目的をご確認の上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○ マイナンバーを取得する組合員の範囲

平成29年7月1日以降在職する組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者  
(ただし、継続長期組合員は対象となりません。)

○ マイナンバー取得に際しての注意事項

- ・ 利用目的をご確認の上、個人番号登録届を提出してください。
- ・ 提出については、必ず各支部の共済担当者からの指示に従ってください。支部担当者から指示がない状態での提出はご遠慮ください（受取について記録等を残すため）。